様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2023年11月14日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃわーくびじょん  一般事業主の氏名又は名称 株式会社ＷｏｒｋＶｉｓｉｏｎ  （ふりがな） おおわだ　あきひこ  （法人の場合）代表者の氏名 大和田 昭彦 印  住所　〒104-0020 東京都品川区東品川２丁目２番４号  法人番号　7010401090418  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項の認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 自社ホームページ  情報セキュリティ方針  ＤＸへの取り組み | | 公表日 | 情報セキュリティ方針：2019年7月1日  ＤＸへの取り組み：2021年9月6日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://workvision.net/isms.htm  2.情報セキュリティの必要性  https://workvision.net/about/dx.htm  WorkVisionのDXビジョン | | 記載内容抜粋 | 当社を取り巻く環境  企業を取り巻く環境は、ネットワーク環境の進化、コンプライアンス遵守や税制、また法改正など絶えず変化を続けています。このような環境において当社は、中堅基幹業務ソリューション、業種特化ソリューション事業の体制を⼀体化し、全国拠点を展開して、より良い商品とサービスを提供しています。  DXビジョン：  DXへの取り組みを継続実行できる風土改革を行い競争優位の状態を生み出し続けます。  ①企業全体をデジタル化  ②今まで見えなかったモノ(事実）をあぶりだす  ③そして可視化された事実に対しデジタル技術を活用しビジネス変革を起こす  これらが継続実行できる風土変革を行い競争優位の状態を生み出し続ける | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2021年8月26日 取締役会にて承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 自社ホームページ  ＤＸへの取り組み | | 公表日 | 2021年9月6日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | <https://workvision.net/about/dx.htm>  具体的なDX実現方法 | | 記載内容抜粋 | 業務改革：  ・全体のプロセスを俯瞰した業務の見直し・効率化  ・クラウド、パッケージを活用し、レガシーシステムを脱却  データ活用・分析：  ・SFAとサポート情報の一元化により、全社の情報共有、コミュニケーションを強化  ・BIツール活用によるリアルタイムなデータの把握を実現  人財育成：  ・DX人財育成をベースとした教育体系/評価体系の刷新  ・新技術の社内活用ノウハウを全社に展開  創造：  ・自社DX経験をお客様DX実現に活用し、相互の事業成長に貢献  ・自社の実践を商品企画に展開 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2021年8月26日 取締役会にて承認 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | https://workvision.net/about/dx.htm  DXの推進体制  <https://workvision.net/about/dx.htm>  DX推進シナリオ | | 記載内容抜粋 | WorkVisionでは、DX推進をより強化するために取締役社長を責任者として置き、各スタッフ部門を情報システム部門が支えながらDXを推進する体制を構築  人財育成として、ＤＸ基礎教育を全社員に実施し実施率１００％を継続 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | https://workvision.net/about/dx.htm  当社の取組 | | 記載内容抜粋 | WorkVisionでは、業務のデジタル化だけではなく、全体プロセスを俯瞰しながら業務自体を見直すことで、長期的に活用できる運用体制の構築を目指しています。また、DXを推進できる人材を社内で教育することで、自社のDX推進だけではなく、お客様のDXを推進する手助けできるように取り組んでいます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 自社ホームページ  ＤＸへの取り組み | | 公表日 | 2023年4月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://workvision.net/about/dx.htm  DX推進シナリオ | | 記載内容抜粋 | 3年後の目標  人財育成：DX基礎教育を実施率100%継続(現状100%)  デジタル技術の活用：業務プロセスのデジタル化率を85%まで高める(現状59%)  新規ビジネス：新商品の研究開発のスピードを上げ、6カ月で開発する(現状1年) |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年4月1日 | | 発信方法 | DXへの取組：https://workvision.net/about/dx.htm  トップレビュー(戦略の推進状況)  代表取締役社長による推進状況の説明をHPで発信 | | 発信内容 | デジタルトランスフォーメーションの取り組みとして、各部門に対し目標を設定、施策に取り組んできました。  １．業務改革の内、社内の業務改革の視点では、標準化をしバックオフィスＤＸを実現するべく、業務フローをあるべき姿に見直し、無駄な統制や業務の排除を行いました。  2023年度も新基幹システムの導入を見据えて、業務の標準化に取り組みバックオフィスＤＸの実現を目指します。  ２．データ分析・活用の視点では、2023年に新しいＳＦＡの構築を行い、営業プロセスをフェーズに分け管理を行い、活動をもとにしたデータ分析を行います。  ３．人財育成の視点では、全社員を対象に、ＤＸ基礎講習を行い、自社の考えるＤＸに対する考えの浸透や進め方事例の講習を行いました。  各事業部からの選抜者を対象に、ＤＸ視点でのビジネスのあり方、データ分析を行う教育を開催しました。  4．創造の視点では、レガシーの脱却など、自社での取り組みの商品化やノウハウ・ナレッジの蓄積に取り組んできました。  自社のDXの取り組みや経験をお客様へ還元できるよう、商品化やナッレジの共有など積極的な情報発信に取り組んでまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年9月頃～2023年9月頃 | | 実施内容 | IPA自己診断入力サイトより提出 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2019年1月頃～2023年9月頃 | | 実施内容 | ISMS/PMS審査  実施時期：2023年1月~  実施内容：WorkVisionホームページに情報セキュリティ方針を掲載しています。  https://workvision.net/isms.htm  実施時期：ISMS 2007年～　PMS 2005年～  実施内容：ISMS(ISO/IEC 27001)及びプライバシーマークを取得しており、定期的に外部審査機関による監査を受けています。  セキュリティ対策  実施時期：2019年7月~  実施内容：  東芝グループより独立（自社ネットワーク構築）時、下記の対策を行っています。  ・クラウド型プロキシの導入（アンチウイルス、サンドボックス等の機能実装）  ・24時間365日、ネットワーク攻撃の予兆を監視  ・クラウド型IDaaSによるアカウント管理の統合 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所」欄は、氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、住所については主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。